

とくべつえいじゅうしゃ

## 特別永住者 のこと



とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ

## ○特別永住者証明書

がいこくじんとうろくせいど へいせい ねん がつ にち てつづ こうふ がいこく  
外国人登録制度において 平成24年7月8日までに、手続きした または 交付されていた 外国

じんとうろくしょうめいしょ とくべつえいじゅうしゃ ひと こうふ みぶんしょうめいしょ かーど  
人登録証明書 のかわりに、特別永住者の 人に 交付される 身分証明書(カード)です。

みぶんしょうめいしょ かーど いてい きかん こうしん ひつよう  
身分証明書(カード)は、一定の 期間ごとに 更新する 必要があります。

げんざい がいこくじんとうろくしょうめいしょ も とくべつえいじゅうしゃ ひと ゆうこうきげん  
また、現在 外国人登録証明書を 持っている 特別永住者の 人は、有効期限までに

とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ へんこう ひつよう  
特別永住者証明書に 変更する 必要が あります。

## ○特別永住者証明書を 更新する 手続き

とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ ゆうこうきげん きげん す あたら かーど こうしん  
特別永住者証明書には 有効期限があり、期限が 過ぎるまでに、新しいカードに 更新す  
る

ひつよう ゆうこうきげん かーど うえ か さいいじょう ひと ゆうこうきげん  
必要が あります。有効期限は、カードの 上に 書いています。16歳以上の 人は 有効期限の

げつまえ さいみまん ひと ゆうこうきげん げつまえ てつづ てつづ  
2か月前、16歳未満の 人は 有効期限の 6か月前から 手続きが できます。手続きが でき

ばしょ にのみやしやくしよほんちょうしゃ ちか ししよ  
る 場所は、西宮市役所本庁舎か 近くの 支所です。

きかんない く ばあい しやくしよ き  
もし、その 期間内に 来ることが できない 場合は、市役所に 聞いて ください。

とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ

ぬす

## ○特別永住者証明書を なくしたり、盗まれたとき

とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ ぬす し ひ かいなひ にし  
特別永住者証明書を なくしたり、盗まれたときは、そのことを 知った日から 14日以内に 西

のみやしやくしよほんちょうしゃ ちか ししよ かーど さいこうふ てつづ  
宮市役所本庁舎か 近くの支所で カードの 再交付の 手続きを してください。

とくべつえいじゅうしゃしょうめいしよ わ よご  
 ○特別永住者証明書が 割れたり、ひどく 汚れたとき

とくべつえいじゅうしゃしょうめいしよ わ よご にのみやしやくしよ ほんちょうしゃ  
 特別永住者証明書が 割れたり、ひどく 汚れた ときは、西宮市役所 本庁舎 または

ちか ししよ かーど さいこうふ てつづ  
 近くの 支所で、カード（かーど）の 再交付の 手続きを してください。

とくべつえいじゅうしゃしょうめいしよ しめい こくせき へんこう  
 ○特別永住者証明書の 指名や 国籍が 変更になった とき

とくべつえいじゅうしゃしょうめいしよ か しめい せいねんがっぴ せいべつ こくせき ちいき へんこう  
 特別永住者証明書に 書かれている 「氏名」、「生年月日」、「性別」、「国籍・地域」に 変更

が あれば、14日以内に にのみやしやくしよ ほんちょうしゃ ちか ししよ とどけで  
 西宮市役所 本庁舎 または 近くの 支所に 届出を

してください。その とどけで かーど さいこうふ  
 届出により、カード 再交付 となります。

とくべつえいじゅうしゃしょうめいしよ こうしん さいこうふ てつづ ひつよう  
 ○特別永住者証明書を 更新したり、再交付を してもらう 手続きに 必要なこと

とくべつえいじゅうしゃしょうめいしよ こうしん さいこうふ てつづ ひつよう つぎ  
 特別永住者証明書の 更新、再交付の 手続きを するとき、必要なものは 次の 4つです。

とくべつえいじゅうしゃしょうめいしよ ゆうこう がいこくじんとうろくしょうめいしよ なく ぬす  
 ① 特別永住者証明書、または 有効な 外国人登録証明書（失くしたり、盗まれたりし

いま も いしつぶつとどけでしょうめいしよ けいさつ とどけで  
 て、今、持っていない ときは いりませんが、遺失物届出証明書（なければ 警察への 届出

じゅりばんごう ひつよう  
 受理番号）など）が必要です。

ゆうこう ばすぽーと  
 ② 有効な パスポート

しゃしん1まい げつくない さつえい たて せんちめーとる よこ3せんちめーとる おお  
 ③ 写真1枚（6か月以内に 撮影した、縦4センチメートル、横3センチメートル の大きさのもの）

ほんにんかくにんしよるい うんでんめんきょしょう さいこうふ  
 ④ 本人確認書類（運転免許証など）・・・再交付して もらう とき いります。

とくべつえいじゅうしゃ しめい こくせき へんこう ばあい へんこう しょうめい しよるい も  
 ※特別永住者の 氏名や 国籍が 変更になった 場合は、変更を 証明する 書類を 持つ  
 て きてください。

あくたにのみやすてーしよん さーびすせんたー うえ か てつづ  
 ※アクタ西宮ステーション、サービスセンターでは上に 書いてある 手続きが できません。

せいかつの いろいろなこと（にのみやしの ばあい）

## ○代わりの人が 申請するには

手続きは、本人が 申請を する 必要が あります。ただし、同じ 世帯の 16歳以上 の 親族

は、本人からの 依頼があれば、代わりに 申請することが できます。

代わりの人が 申請を するには、代わりの人は、自分が 誰であるかを 証明する 運転免許

証、またはパスポートが 必要です。

※上に 書いている 条件で 手続きに いけない 場合は、西宮市役所 本庁舎か、近く

の 支所で 聞いてください。

## ○特別永住許可申請

特別永住許可申請は、子どもが 生まれてから 60日以内に 手続き を してください。詳しい内

容は、出生届（子どもが うまれたことの 届け）を 出したときに 案内します。

## ○みなし 再入国許可制度

特別永住者証明書 または 特別永住者証明書と みなされる 外国人登録証明書

を もっている 人は 2年以内に 日本に 帰ってくる場合、

再入国許可を とる 必要は ありません。

※詳しい 内容は、大阪出入国在留管理局 神戸支局 で 聞いてください。

<問い合わせ先>

大阪入国管理局神戸支局

(住所) 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎 078-391-6377

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

と あ さき  
<問い合わせ先>

- にしのみやしやくしよしみんか  
・西宮市役所市民課

ろくたんじちょう  
六湛寺町10-3 0798-35-3104

- なるおししよ  
・鳴尾支所：

なるおちよう ちょうめ  
鳴尾町3丁目5-14 0798-47-0101

- かわらぎししよ  
・瓦木支所：

かわらばやしちょう  
瓦林町8-1 0798-67-5132

- こうとうししよ  
・甲東支所：

こうとうえん ちょうめ  
甲東園3丁目2-29 0798-51-2681

- しおぜししよ  
・塩瀬支所

なほしんまち しおぜせんたーかい  
名塩新町1 塩瀬センター1階 0797-61-0521

- やまぐちししよ  
・山口支所

しもやまぐち ちょうめ やまぐちせんたーかい  
下山口4丁目1-8 山口センター1階 078-904-0395

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう  
出入国在留管理庁

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact\\_2\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_2_index.html)